

大田原市告示第66号

大田原市手数料条例（平成12年条例第2号。以下「条例」という。）別表39の項1(2)の市長が指定する建築物エネルギー消費性能基準並びに同表94の項1(1)の市長が指定する建築物エネルギー消費性能基準、同項2(1)の市長が指定する建築物エネルギー消費性能基準及び同項2(2)の市長が指定する建築物エネルギー消費性能基準並びに同表96の項1(1)イ（イ）の市長が指定する建築物エネルギー消費性能誘導基準、同項1(2)ア（ア）の市長が指定する建築物エネルギー消費性能誘導基準、同項1(2)ア（イ）の市長が指定する建築物エネルギー消費性能誘導基準、同項1(2)イ（キ）の市長が指定する建築物エネルギー消費性能誘導基準及び同項1(2)イ（ク）の市長が指定する建築物エネルギー消費性能誘導基準を次のように定め、令和7年4月1日から適用し、大田原市手数料条例別表94の項の市長が指定する建築物エネルギー消費性能基準等（令和5年大田原市告示第75号）は、廃止する。

令和7年4月1日

大田原市長 相馬 憲一

- 1 条例別表39の項1(2)の市長が指定する建築物エネルギー消費性能基準は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準を用いるものとする。
- 2 条例別表94の項1(1)の市長が指定する建築物エネルギー消費性能基準は、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準を用いるものとする。
- 3 条例別表94の項2(1)の市長が指定する建築物エネルギー消費性能基準は、省令第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量（以下「一次エネルギー消費量」という。）の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法を用いるものとする。
- 4 条例別表94の項2(2)の市長が指定する建築物エネルギー消費性能基準は、実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法を用いるものとする。
- 5 条例別表96の項1(1)イ（イ）アの市長が指定する建築物エネルギー消費性能誘導基準は、省令第13条第3項第2号に規定する方法を用いるものとする。

- 6 条例別表 96 の項 1 (2) ア (ア) の市長が指定する建築物エネルギー消費性能誘導基準は、省令第 10 条第 2 号イ(1)及びロ(1)に規定する基準を用いるものとする。
- 7 条例別表 96 の項 1 (2) ア (イ) の市長が指定する建築物エネルギー消費性能誘導基準は、省令第 10 条第 2 号イ(2)及びロ(2)に規定する基準を用いるものとする。
- 8 条例別表 96 の項 1 (2) イ (キ) の市長が指定する建築物エネルギー消費性能誘導基準は、一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第 10 条第 1 号イ(1)に規定する屋内周囲空間の年間熱負荷（以下「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法を用いるものとする。
- 9 条例別表 96 の項 1 (2) イ (ク) の市長が指定する建築物エネルギー消費性能誘導基準は、実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法を用いるものとする。